

社援地発 0329 第 9 号  
平成 31 年 3 月 29 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長  
( 公 印 省 略 )

「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」の一部改正について

標記については、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づき、福祉事務所設置自治体等が行う自立相談支援事業、就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業の運営に当たって必要な基本的事項をそれぞれ手引きとしてとりまとめ、平成 27 年 3 月 6 日社援地発 0306 第 1 号本職通知として、発出したところである。

今般、別紙のとおり、各事業の手引きを改正し、平成 31 年 4 月 1 日から適用することとしたので、通知する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

**（別紙）**

1. 自立相談支援事業の手引き（別添 1）  
（添付書類）自立相談支援機関使用標準様式（帳票類）
2. 就労準備支援事業の手引き（別添 2）
3. 一時生活支援事業の手引き（別添 3）
4. 家計改善支援事業の手引き（別添 4）  
（添付書類）様式、記入要領